

隠岐の島町下水道事業経営戦略

平成29年度～平成38年度

特定環境保全公共下水道事業

平成29年3月

隠岐の島町上下水道課

目次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の概要	1
① 施設	1
② 使用料	2
③ 組織	2
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
3. 経営の基本方針	3
4. 投資・財政計画（収支計画）	3
(1) 投資・財政計画（収支計画）	3
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	3
① 収支計画のうち投資についての説明	3
② 収支計画のうち財源についての説明	3
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	4
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや今後検討予定の取組 の概要	4
① 今後の投資についての考え方・検討状況	4
② 今後の財源についての考え方・検討状況	4
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	5
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	5

別紙1 経営比較分析表

別紙2 投資・財政計画（収支計画）

隠岐の島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 隠岐の島町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ～ 平成 38 年度

1. 経営戦略策定の目的

本町下水道事業は下水道の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成のため、下水道基本構想に基づき、平成36年度の整備完了に向け、特定環境保全公共下水道事業により公平かつ効率的に施設整備を進めていくとともに、維持管理や施設・設備更新の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は本町下水道事業の現状とこれらの将来見通しを踏まえ投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成10年 (18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	18.3人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	3区(卯敷処理区、飯美処理区、福浦処理区)		
処 理 場 数	3箇所(卯敷浄化センター、飯美浄化センター、福浦浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

特定環境保全公共下水道事業では卯敷処理区、飯美処理区、福浦処理区についてはすでに整備済みです。平成25年度より整備を進めている処理区は五箇処理区の1処理区になります。

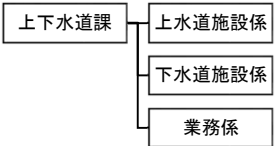
② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円		
業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円		
その他の使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m ³ まで:997円 超過使用料 8m ³ を超え20m ³ まで:1m ³ につき232円 20m ³ を超え40m ³ まで:1m ³ につき252円 40m ³ を超えるもの:1m ³ につき278円		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 3,670 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度 4,090 円
	平成26年度 3,871 円		平成26年度 4,209 円
	平成27年度 3,871 円		平成27年度 4,175 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は平成28年度現在で15人で、業務は上水道事業、簡易水道事業、下水道事業に当たっています。職員給与費の予算措置については、上水道事業に5人、簡易水道事業に2人、下水道事業に8人を置いている状況です。(平成29年度より簡易水道事業統合により上水道事業は7人の予定)
事業運営組織	平成16年度に隠岐の島町に合併し、水道課、下水道課となり、平成25年度に上下水道課となりました。 

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務、汚泥処理業務、水質分析業務を民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成27年度に策定・公表しました、平成26年度決算「経営比較分析表」を添付しております。【別紙1】 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

3. 経営の基本方針

隠岐の島町下水道基本構想に基づき、下水道等の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成に向け、公平かつ効率的に事業を推進していきます。

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加傾向等、厳しい財政状況を勘案し、コスト縮減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について逐次再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。

○収入の確保

事業継続中であるため今後、接続数の増加により収入も増加する見込みであるが、一方で人口が減少するなかで下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料の収納率向上に取り組みます。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度を活用し下水道未接続者への周知に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

特定環境保全公共下水道 整備率100%

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

下水道事業に係る計画に基づき、五箇処理施設及び、管路布設に要する費用を計上。(平成36年事業終了予定)

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の算定

有収水量×使用料単価で算定。

○有収水量は接続世帯数×世帯あたりの有収水量で算定。

○接続世帯数は平成30年五箇地区供用により事業最終予定の平成36年に区域内世帯の60%(接続率近似値)が接続見込みとしました。

○世帯あたりの有収水量は過年度実績(5カ年平均)に基づく設定。

○使用料単価は、過年度実績(5カ年平均)に基づく設定。

・国庫補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、補助基準の2分の1を見込んで算出しています。

・企業債収入

建設改良費から特定財源(国庫補助金)を控除した額とし、起債充当率100%として算出しています。

起債条件

《下水道債》

償還期間30年、据置5年、元利均等式、利率0.2%(直近の借入条件)

《過疎・辺地債》

償還期間10年、据置2年、元利均等式、利率0.1%(直近の借入条件)

・繰入金

起債の元利償還費用については事業継続中で使用料を徴収しても賄えない状況にあるため、分流式下水道等に要する経費として、100%の金額を基準内繰入として算出しています。基準外繰入としては、職員給与費や維持管理経費などのその他経費を算出しています。

・財源の目標に関する事項

○収益的収支比率100%以上。

○水洗化率92.12%⇒95%以上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項:過年度実績(5カ年平均)で算定。
- ・動力費に関する事項:直近決算値×伸び率(過年度実績(5カ年平均))で算定し新処理区(五箇)分を加算。
- ・修繕費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。
- ・委託費に関する事項:直近決算値×伸び率(過年度実績(5カ年平均))で算定し新処理区(五箇)分を加算。
- ・材料費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町は離島であるため、処理場を他市町村と共同で使用する広域化・共同化の取り組みは難しいと考えています。
投資の平準化に関する事項	建設改良工事は平成36年度で完了する予定です。今後は処理場、管渠等の更新工事が必要となってきますが、耐用年数を超えるものは計画期間中の10年以内にはありませんが、国の動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後検討していきます。
その他の取組	今後検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	事業継続中であるため、使用料の見直しは検討していませんが、今後接続世帯数の増加に伴い処理場の維持管理費、汚泥処理費の増加や人口減少による収入の減少が予測されるため、将来的に使用料金改定は必要であると考えております。
資産活用による収入増加の取組について	企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では困難であると考えおります。
その他の取組	建設改良にあたっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は処理場、管渠整備の途中段階であるため整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度によります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
薬品費に関する事項	単価変動による増加を見込んでいます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCA サイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	--

経営比較分析表

島根県 隠岐の島町

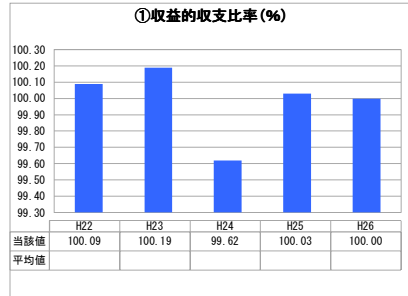
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	
-	該当数値なし	1.16	106.05	3,781

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
14,996	242.83	61.76
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
173	0.09	1,922.22

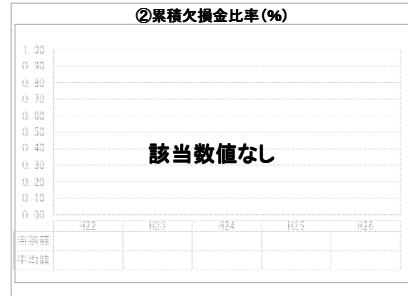
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

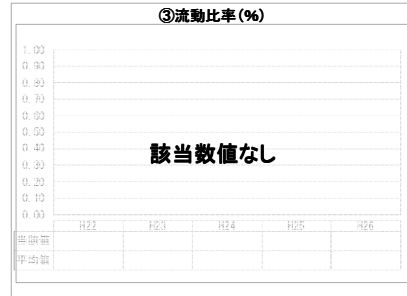
1. 経営の健全性・効率性



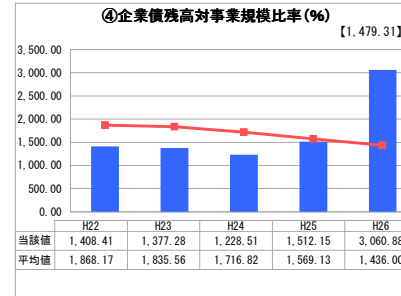
「単年度の収支」



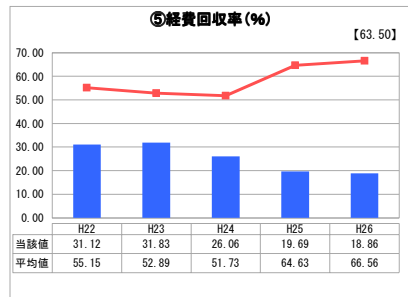
「累積欠損」



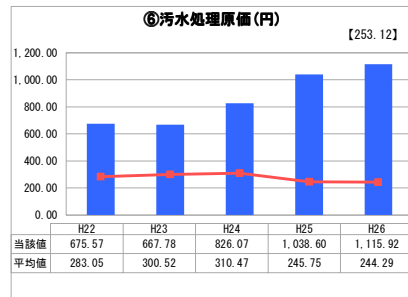
「支払能力」



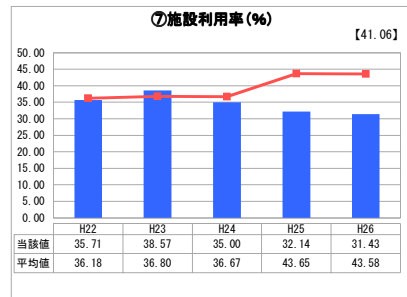
「債務残高」



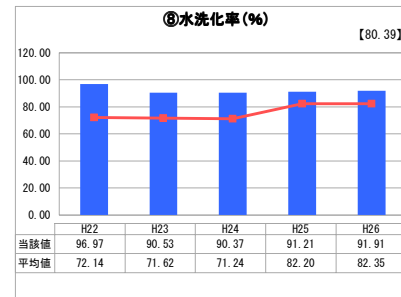
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

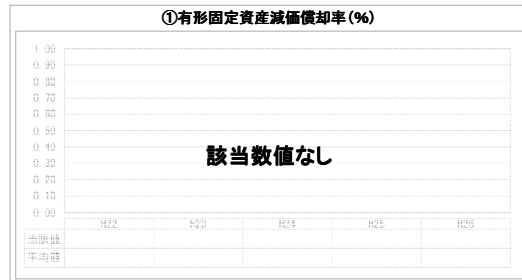


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

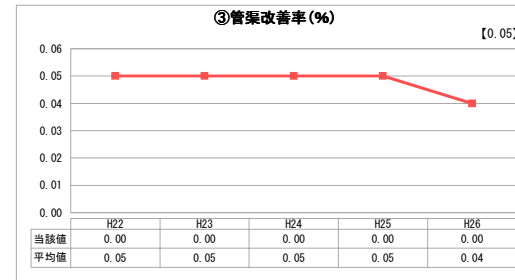
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①100%前後で推移しているが、使用料以外の収入に依存している部分が多い。
- ④H25年度新処理区着手のため上昇し、類似団体に比較して高くなる。
- ⑤小規模施設のため、類似団体に比較して低い。
- ⑥小規模施設のため、類似団体に比較して高い。
- ⑦小規模施設のため、類似団体に比較して低い。
- ⑧類似団体に比較してやや高い。小規模施設で供用区域が変わらないため、類似団体に比較して悪い傾向にある。

2. 老朽化の状況について

- ③平成11年度供用開始で、新しい施設のため耐用年数内であり管渠改善は実施していない。

全体総括

特定環境保全公共下水道事業は、既供用区域については、小規模施設のため、類似団体に比較して悪い。平成25年度から新処理区着手のため企業債残高が増え、使用料以外の収入に依存している部分が増えると思われる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	前々年度 26年度	前年度 27年度	本年度 28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	35,322	33,104	35,444	39,628	55,452	67,259	88,219	110,109	121,743	137,619	150,751	161,908	162,883	
		(1) 営 業 収 益 (B)	3,566	3,412	3,890	3,858	6,879	9,900	12,351	14,802	17,253	19,134	21,585	20,844	20,674
		ア 料 金 収 入	3,563	3,408	3,890	3,858	6,309	8,760	11,211	13,662	16,113	18,564	21,015	20,844	20,674
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	3	4	0	0	570	1,140	1,140	1,140	1,140	570	570	0	0
		(2) 営 業 外 収 益	31,756	29,692	31,554	35,770	48,573	57,359	75,868	95,307	104,490	118,485	129,166	141,064	142,209
	2 総 費 用 (D)	ア 他 会 計 繰 入 金	31,046	29,651	25,910	26,971	37,324	45,446	64,962	85,580	93,035	107,030	114,963	125,487	126,632
		イ そ の 他	710	41	5,644	8,799	11,249	11,913	10,906	9,727	11,455	11,455	14,203	15,577	15,577
		(1) 営 業 費 用	18,888	15,920	15,738	16,365	21,302	22,963	25,037	26,630	28,788	30,593	32,441	34,031	35,348
	収 益 的 支 出	ア 職 員 給 与 費	970	1,201	766	753	1,199	1,460	2,144	2,261	2,893	3,147	3,374	3,531	3,398
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	17,918	14,719	14,972	15,612	20,103	21,503	22,893	24,369	25,895	27,446	29,067	30,500	31,950
		(2) 営 業 外 費 用	4,388	4,872	5,183	5,005	5,071	4,991	4,857	4,679	4,509	4,289	4,037	3,769	3,332
ア 支 払 利 息		4,388	4,872	5,183	5,005	5,071	4,991	4,857	4,679	4,509	4,289	4,037	3,769	3,332	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12,046	12,312	14,523	18,258	29,079	39,305	58,325	78,800	88,446	102,737	114,273	124,108	124,203		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	214,200	210,250	600,900	462,000	253,000	253,000	253,000	323,000	253,000	253,000	253,000	253,000	0	0
		(1) 地 方 債	111,400	113,600	300,900	237,000	148,000	148,000	148,000	179,500	148,000	148,000	148,000	0	0
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	102,800	96,650	300,000	225,000	105,000	105,000	105,000	143,500	105,000	105,000	105,000	0	0
		(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	226,248	222,559	615,435	480,258	282,079	292,305	311,325	401,800	341,446	355,737	367,273	124,108	124,203	
		(1) 建 設 改 良 費	214,200	210,250	600,900	462,000	253,000	253,000	253,000	323,000	253,000	253,000	253,000	0	0
		ウ ち 職 員 給 与 費	5,278	4,492	5,529	4,251	2,328	2,328	2,328	2,972	2,328	2,328	2,328	0	0
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	12,046	12,308	14,535	18,258	29,079	39,305	58,325	78,800	88,446	102,737	114,273	124,108	124,203
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他	2	1													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 12,048	▲ 12,309	▲ 14,535	▲ 18,258	▲ 29,079	▲ 39,305	▲ 58,325	▲ 78,800	▲ 88,446	▲ 102,737	▲ 114,273	▲ 124,108	▲ 124,203		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円、%)

区分	年度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		26年度	27年度	28年度										
収支再差引 (E)+(I)	(J)	▲ 2	3	▲ 12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)		11	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)														
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)	(N)	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実質収支	黒字 (P)	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益-受託工事収益 (B)-(C)	(S)	3,566	3,412	3,890	3,858	6,879	9,900	12,351	14,802	17,253	19,134	21,585	20,844	20,674
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	3,777	3,566	3,412	3,890	3,858	6,879	9,900	12,351	14,802	17,253	19,134	21,585	20,844
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	328,799	316,492	716,457	935,199	1,054,119	1,162,815	1,252,490	1,353,190	1,412,744	1,458,007	1,491,734	1,367,626	1,243,423

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		26年度	27年度	28年度										
収益的収支分		31,046	29,651	25,910	26,971	37,324	45,446	64,962	85,580	93,035	107,030	114,963	125,487	126,632
	うち基準内繰入金	15,721	17,180	14,074	14,464	22,331	31,243	51,136	72,612	80,360	95,001	103,537	112,300	111,958
	うち基準外繰入金	15,325	12,471	11,836	12,507	14,993	14,203	13,826	12,968	12,675	12,029	11,426	13,187	14,674
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合計		31,046	29,651	25,910	26,971	37,324	45,446	64,962	85,580	93,035	107,030	114,963	125,487	126,632